

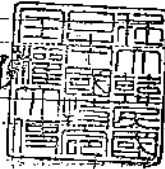
政第1318号

昭和44年5月13日

外務大臣 殿

在大韓民國

金山市



日韓間の遺骨問題について

1. 本件について、厚生省報告申進め不足の
 2. 次々として、厚生省に安置され、
 元韓国人軍人軍属遺骨、韓国側への
 引渡しの問題の処理が難航しているため、
 在韓日本人遺骨の日本への奉還を、この
 ため、事前調査が関係者の意の通り
 進められ、状況は随分改善していること

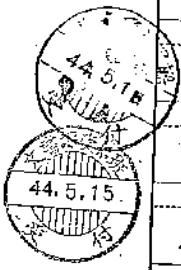
GA-1

高承のとりよせ。
 2. 以上を、過般在在「中央日韓協会」
 及び「在韓国日本人物故者遺族会」より
 連名をとり、当ソウル市の旧日本人弘濟里
 墓地の遺骨につき、現在の安置場所たる
 火葬場が6月14日移転の計画あり、
 かつ、併来日本、奉還の実現が、
 暫定的措置として、ソウル市内の適當な
 場所に移置方既慮あり、
 22日付に、PDP局長より陳情し、
 当館に非公式に通報され、
 3. 以上を5月1日他用として、外務部申東北
 亞州課長に送附し、前日参事官に
 上記の鄭と通報し、当面の好処案に

GA-4

外務省

長	
副長	
主任	
1	
2	
3	
4	
5	
1	
2	
3	
4	
5	
1	
2	
3	



と華溪舟の遺骨切離し案をわが方正式
提案として若方と申入也。至急奉還が
実現するに努むるに越すべしと存
せらるると同時に、これが前提として
べき厚生省安置の韓国人遺骨の~~処置~~^{取替}に
つて、従来複雑な経緯にあり、かつ
若干の肉親長が~~不在~~^存なれば、充分
承知致しておき、この際百尺竿頭一歩を
進め、韓国側試案(昭和41年11月5日付
駐日政次3719号御参照)を以てして、
生かしてその面子を以て得るべきと見
ゆるが案を以てして、日本政府部内の意
見御調整方を取計るの趣意。多年の
懸案をちつと解決し、関係者の心を
休め得るよう取運ぶにと致しん。

御検討の上、何卒御答申賜り

トイ。